

市街化区域内農地転用添付書類(4条及び5条)

土地の登記簿謄本または、登記事項証明書(原本で3ヶ月以内のもの)

土地の位置を示す地図 縮尺1/50,000~1/10,000

届出する農地が賃貸借の目的となっている場合(小作地等)は、その賃貸借につき農地法第20条の許可があったことを証する書面

都市計画法第29条の開発許可を要する場合(1,000㎡以上)は、その行為につき許可を受けたことを証する書面(開発許可書の写し)。ただし4条の場合は開発許可は必要ですが、開発許可書の写しは添付する必要はありません。

土地区画整理地区内においては仮換地証明書(原本)

受理通知書送付用封筒 2通(譲渡人、譲受人の宛名を記入し、80円切手を貼ったもの各1通)

転用しようとする農地が、土地改良区の区域内にあるときは、必ず関係土地改良区へ届出をして下さい。

書類が完備していない場合は受理できませんのでご了承願います。

